

# 入 札 説 明 書

件 名 鳴門教育大学合併処理槽保全業務

令和6年3月

国立大学法人鳴門教育大学

# 入札説明書（一般競争）

国立大学法人鳴門教育大学の入札に係る入札公告（令和6年3月8日付け）に基づく入札等については、国立大学法人鳴門教育大会計規程（以下「規程」という。）、国立大学法人鳴門教育大学契約事務取扱細則（以下「細則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 発注者

- (1) 国立大学法人鳴門教育大学長  
佐古 秀一
- (2) 所属部局名 国立大学法人鳴門教育大学
- (3) 所在地 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地

## 2 業務内容

- (1) 件名 鳴門教育大学合併処理槽保全業務
- (2) 件名の仕様等  
役務等に関し、国立大学法人鳴門教育大学長（以下「学長」という）が本説明書で指定する内容であること。（詳細は、別冊保全業務特記仕様書（以下「仕様書」という）による。）
- (3) 契約期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 実施場所 国立大学法人鳴門教育大学
- (5) 入札方法  
落札者の決定は、最低価格落札方法をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

- (1) 細則第5条及び第6条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
  - ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、被保佐人、被補助人及び成年被後見人  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 落札後、契約を締結しなかった者
  - (オ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (カ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人鳴門教育大学の競争参加資格のいずれかにおいて、開札時まで令和6年度に四国地域の「役務の提供等」の「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。
- 〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
国立大学法人鳴門教育大学  
総務部財務課財務総務係  
TEL 088-687-6053
- (3) 平成30年度以降に大規模槽（501人槽以上）の「浄化槽保全業務」を1年以上継続して行った実績を有すること。
  - (4) 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例第3条の規定に基づき、徳島県知事より鳴門市を営業区域とする浄化槽保守点検業者として登録されていること。
  - (5) 業務従事者として浄化槽管理士及び管理技術者として浄化槽技術管理者の資格を有する者を当該業務に配置できること。
  - (6) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
  - (7) 文部科学省又は学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項、実施要領等の問い合わせ先は次のとおり  
〒772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島748番地  
国立大学法人鳴門教育大学  
総務部施設課施設総務係  
TEL 088-687-6082
- (2) 入札書の提出期限 令和6年3月22日 11時00分
- (3) 入札書の提出方法
  - ① 競争加入者等は、別冊仕様書、契約書（案）、工事請負等契約要項等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、前記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。
  - ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙の入札書を作成し、直接に提

出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「3月22日開札鳴門教育大学合併処理槽保全業務の入札書在中」と記載しなければならない。

(ア) 件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国法人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

#### (4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書において示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に侵害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

#### (5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (6) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
  - ② 競争加入者等は、本件役務に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所 令和6年3月22日11時00分  
国立大学法人鳴門教育大学本部棟3階入札室
- (8) 開札
- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
  - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することができない。  
**競争加入者の入室は各社1名とする。**
  - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
  - ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書等を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
  - ⑤ 競争加入者等は、学長が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
  - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
    - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
    - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
  - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。**入札執行回数については、原則として2回を限度とする。**
  - ⑧ 競争加入者等は、再度入札時に使用する印鑑（代理人の場合は、委任状で使用するとした印鑑）を持参し、再入札に備えること。

## 5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
  - ① この一般競争に参加を希望する者は、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）及び履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）を令和6年3月21日（木）12時00分までに提出しなければならない。
  - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、学長から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
  - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等は別紙1により作成する。
  - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
  - ③ 学長は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した内容を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
  - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑤ 一旦受領した書類の差換え及び再提出は認めない。
  - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した内容を履行できるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
- ① 前記4の(3)に従って入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が細則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
  - ② 落札となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
  - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
  - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - ③ 上記②の場合において、学長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
  - ④ 学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 支払条件
- 契約金の支払日は、検査終了後、適正な請求書等を受理した月の翌月25日までとする。ただし、前記の支払日が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日に最も近い休日でない前日とする。
- (8) 件名の検査等
- 別冊仕様書の内容に従って検査等を実施する。

## 別紙 1

### 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

#### 1. 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)又は同通知書(国立大学法人  
鳴門教育大学)の写し 1部

#### 2. 履行できることを証明する書類

- (1) 平成30年度以降に大規模槽(501人槽以上)の「浄化槽保全業務」を1年  
以上継続して行った実績を有することを証明する書類。 1部

- (2) 徳島県浄化槽保守点検業者登録簿(写) 1部  
鳴門市を営業区域と登録されていること。

- (3) 予定配置業務従事者の資格証(写)  
浄化槽管理士 1部  
浄化槽技術管理者 1部

- (3) 業務従事者の雇用関係を確認するための書類(写) 1部  
下記のうちいずれかの書類等により確認。  
・健康保険被保険者証  
・源泉徴収票  
・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  
・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書

#### 3. 提出期限

令和6年3月21日(木)12時00分までに提出すること。